

議会運営委員会

令和 5 年 3 月 3 0 日（木）

午前 9 時 5 9 分開 会

○南委員長 おはようございます。今年も桜花らんまんの時期がやってきました。

それでは、ただいまより議会運営委員会を開催させていただきます。

本日の欠席通告者は、病気のため、村田幸隆委員でございます。

本日の議案は、令和 5 年第 3 回尾鷲市議会臨時会についての議案審査でございますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず、加藤市長より御挨拶をいただきたいと思ます。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、令和 5 年第 3 回臨時会のための議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本臨時会に上程いたします議案につきましては、議案第 2 7 号、尾鷲市市税条例の一部改正についてから議案第 3 2 号、令和 4 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の議決についてまでの議案 6 件でございます。

これら提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、提出議案の説明を求めます。

○竹平総務課長 それでは、提出させていただきます議案について御説明をさせていただきます。

議案書の 1 ページを御覧ください。

議案第 2 7 号、尾鷲市市税条例の一部改正についてにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律に基づき、国からの法定受託事務として、森林環境税の賦課徴収を令和 6 年度より個人住民税・均等割と併せて徴収することによる所要の改正に加え、道路交通法の一部改正において、電動キックボードが新たに定義されたことにより特定小型原動機付自転車の税率区分の変更、また、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設等、条例の一部を改正するものでございます。

次に、飛びますが、8 ページを御覧ください。

議案第28号、尾鷲市都市計画税条例の一部改正についてにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律に基づき、項ずれ等を解消するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、10ページを御覧ください。

議案第29号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例等の一部改正についてにつきましては、地方税法施行令の一部が改正され、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の基準が見直されることになり、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を28万5,000円から29万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を52万円から53万5,000円に引き上げて軽減対象を拡大するなど、条例の一部を改正するものでございます。

次に、12ページを御覧ください。

議案第30号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）につきましては、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算書（第1号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ4,644万4,000円を追加し、これにより歳入歳出予算の総額を100億6,091万9,000円とするものでございます。

まず、歳入について説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金3,644万4,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチンを全額公費で受けられる特例臨時接種期間が令和5年度末まで延長されることに伴う新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金の追加でございます。

次に、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金1,000万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の追加でございます。

10ページ、11ページを御覧ください。

歳出でございます。

4款衛生費、1項保健費、2目予防費、感染症予防対策事業4,644万4,000円の増額は、ワクチン接種に係る経費で、主なものとして、職員時間外勤務手当242万9,000円、役務費では、接種券等の通知に係る通信運搬費287万円及び委託料の予防接種委託料3,430万4,000円の追加が主なものでございま

す。

補正予算（第1号）の説明は以上でございます。

次に、議案第31号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第15号）の議決についてと議案第32号、令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の議決につきましては、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算書（第15号）及び予算説明書にて御説明をさせていただきます。

補正予算書の15号の1ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ1億2,150万4,000円を追加し、これにより予算総額を120億7,047万9,000円とするものでございます。

10ページ、11ページを御覧ください。

まず、歳入について御説明をさせていただきます。

2款地方譲与税から12ページの10款地方交付税までは、額の確定による補正でございます。そのうち主なものといたしまして、10ページの6款1項1目法人事業税交付金が1,990万6,000円の増額、7款1項1目地方消費税交付金が2,945万8,000円の増額でございます。

12ページを御覧ください。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税8,281万6,000円の増額は、特別交付税の額の確定によるものでございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付による524万8,000円の増額でございます。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金1,198万1,000円の減額は、ふるさと応援寄附金の実績見込みによる1,200万円の減額、また、災害等対策寄附金1万9,000円の増額は、1団体の方から御寄附をいただいたものでございます。

同じく、7目一般寄附金5,000円の増額は、1名の方から御寄附をいただいたものでございます。

14ページ、15ページを御覧ください。

18款繰入金、1項基金繰入金、9目災害等対策基金繰入金360万円の減額は、当該基金の充当事業に対し、地方創生臨時交付金が充当されることにより、基金繰入額を減額するものでございます。

2 1 款市債、1 項市債、4 目土木債につきましては、国庫補助事業の精算による事業組替えに伴い、橋梁整備事業債を3 6 0 万円減額し、道路整備事業債を3 6 0 万円、同額増額するものでございます。

1 6、1 7 ページを御覧ください。

歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、3 目財産管理費1 億2, 1 5 0 万4, 0 0 0 円の増額は、財政調整基金積立金1 億2, 8 2 0 万5, 0 0 0 円の増額、ふるさと応援基金積立金6 7 2 万円の減額、また、災害等対策基金積立金は、御寄附いただいた1 万9, 0 0 0 円を積み立てるものでございます。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路維持費は、国庫補助事業の精算のため、工事請負費を3 4 7 万6, 0 0 0 円減額し、設計業務委託料へ組み替えるものでございます。

続きまして、6 ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

繰越明許費補正の変更3 件につきましては、水産基盤ストックマネジメント事業をはじめ、それぞれ額の確定により繰越額を変更するものでございます。

次に、地方債補正の変更2 件につきましては、国庫補助事業の精算による事業組替えに伴い、橋梁整備事業と道路整備事業の限度額をそれぞれ変更するものでございます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計について御説明をさせていただきます。

1 9 ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1, 4 6 1 万9, 0 0 0 円を追加し、これにより予算総額を2 1 億6, 8 7 0 万円とするものでございます。

2 6 ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

2 款県支出金、1 項県負担金、1 目保険給付費等交付金1, 4 6 1 万9, 0 0 0 円の増額は、療養給付費及び高額療養費の支給額増加に伴う普通交付金の増額でございます。

飛びますが、2 8 ページを御覧ください。

歳出でございます。次ページですね。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般分療養給付費等1, 2 1 1 万8, 0 0 0 円の増額及び2 項高額療養費、1 目一般分高額療養費2 5 0 万1, 0 0 0 円の増額

につきましては、それぞれ支給額の増額によるものでございます。

以上が令和4年度一般会計及び国保会計の補正予算の説明となります。

議案についての説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

提出予定の6議案の説明は以上でございます。

特に説明に御質疑等のある方、御発言をお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、次に、会期及び議事日程(案)について、議会議務局長より説明をお願いいたします。

○高芝議会議務局長 それでは、会期及び議事日程(案)について説明させていただきます。

会期は3月31日金曜日、1日の予定でございます。

会議は午前10時開会とさせていただきます。

審議の内容でございますが、会議録署名議員の指名、会期決定の後、議案上程、提案説明、質疑、委員会付託、これは先ほど執行部より説明がございました議案第27号、尾鷲市市税条例の一部改正についてから議案第32号、令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の議決についてまでの計6議案についてでございます。

その後、本会議を暫時休憩し、第二・第三委員会室において行政常任委員会を開催していただき、付託議案の審査を行っていただきます。委員会終了後、本会議を再開し、付託議案の委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行っていただき、閉会となる予定でございます。

なお、議案質疑発言通告書及び討論発言通告書の提出期限につきましては、本日午後4時とさせていただきます。

また、ただいま議案付託表(案)のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

会期及び議事日程(案)についての説明は以上でございます。

特に御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、明日午前10時より臨時会ということでお願い

いたします。

それでは、最後に、本会議への説明員の出席について、総務課長のほうからお願いいたします。

○竹平総務課長　本会議への説明員の出席についてでございますが、三役、それと、財政課長、政策調整課長、税務課長、市民サービス課長、福祉保健課長、水産農林課長、建設課長、そして私、総務課長、以上を予定させていただいております。

○南委員長　ありがとうございます。

本会議への出席は以上でございます。

よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　これで議会運営委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

（午前10時12分　閉会）